

倫理・コンプライアンス規程

(組織の使命および社会的責任)

第1条 公益財団法人 流通経済研究所(以下、この法人という)は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業・研究運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業・研究運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 この法人は、関連法令およびこの法人の定款、倫理・コンプライアンス規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業・研究を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止および開示)

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める手続に従わなければならない。

(情報開示および説明責任)

第6条 この法人は、その事業・研究活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、顧客や取引先・関係先を始めとする社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 この法人は、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力の排除を厳正に実行する。

(規程遵守の確保)

第10条 この法人は、必要あるときは、必要な委員会・体制等を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

1. この規程は、令和3年5月26日から施行する。